

**長期定期保険『サクセス』・逡増定期保険『マジスティ』への
契約者貸付制度および払済終身保険への変更制度の導入について**

第一生命保険株式会社（社長 稲垣 精二）では、長期定期保険『サクセス』・逡増定期保険『マジスティ』を販売し、退職慰労金準備や事業承継対策などのニーズを満たす商品として好評を得ています。今般、長期定期保険『サクセス』・逡増定期保険『マジスティ』に契約者貸付制度および払済終身保険への変更制度を導入することで、よりお客さまの期待に応えられるように商品の魅力向上を図ります。

本制度は、契約日が2018年4月2日以降のご契約に適用し、2018年12月18日以降実施いたします。

1. 内容

① 契約者貸付制度の導入

一時的に資金がご入用のときに、所定の取扱範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。貸し付けできる金額は、契約内容、契約年数などにより異なります。なお、貸付金の限度額は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内となります。

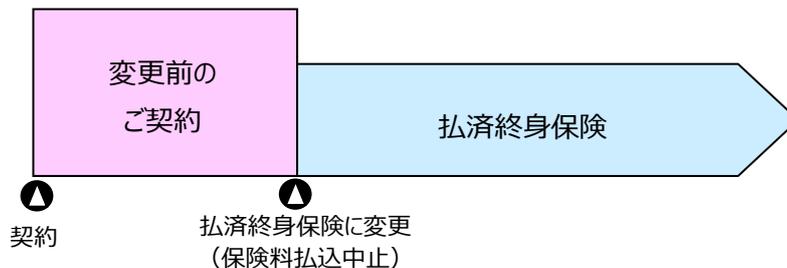
!

- ・ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。
- ・貸付金の利息は、当社所定の貸付利率により複利で計算します。
- ・貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。したがって、貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利金が増えて解約返還金などの額を上回り、ご契約の効力を失うこともありますので、計画的な返済をおすすめします。

② 払済終身保険への変更制度の導入

保険料払込期間中に限り、次回以後の保険料払込を中止し、所定の取扱範囲内で、解約返還金をもとに保険金額を定めた払済終身保険に変更することができます。払済終身保険に変更することにより、死亡保障が終身にわたって続きます。

<長期定期保険『サクセス』の場合>



!

- ・契約日から3年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続しているときに本制度をご利用いただけます。
- ・ご契約内容によってはご利用いただけない場合がございます。
- ・払済終身保険への変更後の予定利率は0.25%となります。

2. 対象となる保険種類（※契約日が2018年4月2日以降のご契約に限ります。）

- ・定期保険（2018）「長期定期保険『サクセス』」
- ・逡増定期保険（2018）「逡増定期保険『マジスティ』」

3. 保険料について

本制度の導入による保険料の変更はありません。

4. 導入時期

2018年12月18日より

ご加入の定期保険（2018）に、2018年12月18日以降、
下記のとおり払済終身保険への変更制度・契約者貸付制度の導入に関する附則を適用します。

附則（2018年12月18日）

第1条（適用対象）

1. この附則は、払済終身保険への変更および契約者貸付の規定がない定期保険（2018）に適用します。
2. 第1項の保険契約の普通保険約款における別表1の規定を附則別表1の規定に読み替えます。

第2条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定める取扱にもつぎ、次回以後の保険料払込を中止し、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに保険金額を定めた終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、払済終身保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済終身保険の保険金額が当会社所定の金額に満たないとき
 - (2) 保険金額削減支払法または特別保険料領収法の特別条件が付けられたとき。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、払済終身保険への変更を取り扱います。
 - (3) 保険料の払込が免除されたとき
3. 払済終身保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（附則別表1）を提出してください。
4. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した保険契約について、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）がある場合で、払済終身保険への変更をするときは、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいいます。以下同じ。）から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格からの返還金」といいます。）を保険契約者に払い戻します。

第3条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（附則別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. つぎのいずれかに該当する場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 死亡保険金が支払われるとき
 - (2) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (3) 保険金額が減額されたとき
 - (4) 保険料の払込が免除されたとき
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
8. 第7項の規定により保険契約が効力を失った場合で、保険契約の復活を行うときは、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
9. 保障見直し特約（2018）等を付加した保険契約について、充当価格がある場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第5項に定める支払うべき金額には、第1条（適用対象）第1項の保険契約の普通保険約款における保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則にもつぎ支払われる金額を加えて取り扱います。
 - (2) 第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。

附則別表 1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求

項目	必要書類
死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
(注)	1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につき書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類

(2) その他

項目	必要書類
1 保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2 解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4 契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・払済終身保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5 契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

	項目	必要書類
8	遺言による 死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

ご加入の逡増定期保険（2018）に、2018年12月18日以降、
下記のとおり払済終身保険への変更制度・契約者貸付制度の導入に関する附則を適用します。

附則（2018年12月18日）

第1条（適用対象）

1. この附則は、払済終身保険への変更および契約者貸付の規定がない逡増定期保険（2018）に適用します。
2. 第1項の保険契約の普通保険約款における別表1の規定を附則別表1の規定に読み替えます。

第2条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、当社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、解約返還金をもとに保険金額を定めた、保険金額を一定とする終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当社は、払済終身保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済終身保険の死亡保険金の額（以下本条において「死亡保険金額」といいます。）が当社所定の金額に満たないとき
 - (2) 保険金額削減支払法または特別保険料領収法の特別条件が付けられたとき。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、払済終身保険への変更を取り扱います。
 - (3) 保険料の払込が免除されたとき
3. 第1項の場合、払済終身保険の死亡保険金額は、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに定めます。ただし、死亡保険金額が変更時における変更前の保険契約の保険金額（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた額。以下本項において同じ。）をこえるときは、死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更時における変更前の保険契約の保険金額と同額となるよう定めます。この場合、その解約返還金の残額を保険契約者に支払います。
4. 払済終身保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（附則別表1）を提出してください。
5. 払済終身保険への変更後は、第21条（基本保険金額の減額）中「基本保険金額」とあるのは「死亡保険金額」と読み替えます。
6. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した保険契約について、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）がある場合で、払済終身保険への変更をするときは、充当価格の残額（当社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいいます。以下同じ。）から当社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格からの返還金」といいます。）を保険契約者に払い戻します。

第3条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（附則別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. つぎのいずれかに該当する場合に、本条の貸付があるときは、当社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 死亡保険金が支払われるとき
 - (2) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (3) 保険金額が減額されたとき
 - (4) 保険料の払込が免除されたとき
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
8. 第7項の規定により保険契約が効力を失った場合で、保険契約の復活を行うときは、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
9. 保障見直し特約（2018）等を付加した保険契約について、充当価格がある場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第5項に定める支払うべき金額には、第1条（適用対象）第1項の保険契約の普通保険約款における保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
 - (2) 第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。

附則別表 1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求

項目	必要書類
死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
(注)	1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につぎの書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類

(2) その他

項目	必要書類
1 保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2 解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3 死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4 契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・払済終身保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5 契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6 保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

	項目	必要書類
8	遺言による 死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

以上